



〒364-0003 北本市古市場 1-36

TEL/FAX 048-591-5762

携帯 090-8848-8465

Email tatsumi3@gmail.com

URL <http://www.7b.biglobe.ne.jp/~oshimatatsumi/>

1965年北本生まれ。

北本市立中丸小学校、北本市立東中学校、埼玉県立不動岡高等学校、東洋大学経済学部卒業。

三国コカ・コーラボリング(現コカ・コーラボトラーズジャパン)入社。その後、経営コンサルティング会社、投資顧問会社勤務、大島あつし衆議院議員公設秘書を経て2011年より北本市議会議員。現在4期目。



人にやさしく、暮らしやすいまち

安心・安全なまちづくり

財政の健全化

行政改革の推進

令和6年第4回定例会についてご報告します。

## 学童保育室について

学童保育室の指定管理者の指定については、特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブになりました。

評価の点数で差が出た項目としては、収支計画は適切なものであるか、指定管理業務従事者の継続雇用及び雇用条件に配慮しているか、地域との連携が図れるものであるかの3点ということです。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となります。

今回の指定管理者の選定に先立ち、会派として市長へ要望書を提出しました。要望事項の一つとして、選定委員に専門知識を有する者を加えることを求めましたが、今回の選定においては実現されませんでした。結果として、選定委員会での質問は外形的なものばかりであり、専門的な視点からの検討がなされたのか疑問が残ります。

学童保育の目的は、共働き・一人親の小学生の放課後(土曜日、春・夏・冬休み等の学校休業中は一日)の生活を継続的に保障することを通して、親の仕事と子育ての両立支援を保障することです。また、学童保育については、随意指定すること等を求める請願が提出され、議会において採択されています。

そのような点を踏まえ、指定管理制度がいいのか、その他の仕組みがいいのかについて検討する必要があるものと思います。

## 請願について

視覚障がい者の創業・就業支援の強化を求める請願について紹介議員となりましたが、採決の結果、趣旨採択となりました。

建設経済常任委員会の中で趣旨採択の動議が提出され、採決の結果、趣旨採択となりました。各委員の判断は尊重しますが、その審査過程には問題があったものと思います。

その理由は次の3点です。1点目は、動議の提案理由の説明が、全くもって合理的ではなく、なぜ趣旨採択とするのか理解できる内容ではないことです。2点目が、不十分な説明に対して質疑がなかったことです。3点目が、なぜそのように判断するのか、討論がなかったことです。これでは、なぜこの請願が趣旨採択になったのか理解することができません。

討論について、委員会ではなく本会議で述べればよいという考えもあります。しかしながら、北本市議会は委員会中心主義を取っていますので、専門的知識、効率的な審査、自由な討議ができる委員会において明確に意思表示をすべきです。特に、市民の願いを一部あるいは全面的に受け入れない趣旨採択や不採択とする場合は、より一層の説明責任が求められるものです。

ただし、本請願をきっかけとして、視覚障がい者に限らず障がい者全体の課題であると受け止め、障がい者の創業・就労支援について十分調査検討するということでしたので、ぜひ実施していただきたいものです。

## 大島たつみの一般質問より（抜粋）

### 住民の福祉の増進について

- (問)** 地方自治法第1条の2第1項にある「住民の福祉」について、北本市ではどのように定義しているのか。
- (答)** 住民の福祉とは、より広く住民全体の利益、地域における公共の利益を指すことと認識しています。
- (問)** 静かで穏やかと書いて「静穏」という言葉があるが、市民が静穏な生活を送れるということは、住民の福祉の増進に含まれているのか。
- (答)** 当然に含まれるものと考えています。市としても、各種法令等に基づき適切に対応することにより、住民の福祉の増進が図られると考えています。
- (問)** 静穏な生活が脅かされた個別の事例として、中丸6丁目のヤード問題がある。状況が変わった場合であれば再度調査を行うか、あるいは新たな対策を講じる必要があるのではないか。
- (答)** 状況の変化が認められる場合には、その状況を職員が現地に出向き確認し、騒音が発生していることが確認できた場合は、まずは事業者に対して騒音を抑制するよう指導します。その後、改善がされない場合は、騒音測定を行い、その結果、規制基準値を超える騒音であることを確認した場合には、騒音が規制基準値を下回るように行政指導をするなどの対応をします。
- (問)** 困っている人、助けを求める人がいたら、そういった人に手を差し伸べるのが行政ではないか。
- (答)** 住民の福祉の増進を図るに当たり、市民の声に耳を傾け、市民に寄り添って丁寧に個別の事情を聞き取った上で公平な対応となるよう、各種法令等に基づき、適切に対応

することが重要であると考えています。

適切な対応が行われるか引き続き注視します。

### 年収103万円の壁引上げによる影響等について

- (問)** 仮に年収の壁が103万円から178万円に引き上げられた場合、市民税、交付税にどの程度の影響があるのか。
- (答)** 市民税の減収額を推計すると約11億円に上ると想定しています。地方交付税は所得税が減少となることから、その影響は大きいものと考えています。
- (問)** 減収分が補填されない場合、市政にどのような影響があるのか。
- (答)** 歳入が減った場合、減額分の財源補填がなければ、現状の行政サービスの提供に支障を来すことになると考えます。
- (問)** 市長の見解は。
- (答)** 国民の手取り、可処分所得を増やすという103万円の壁の見直しについては、前進と評価します。一方で、11億円規模の市税の減収という観点では、今後の市政運営が非常に厳しいものになると考えます。

年収103万円の壁は引き上げられますが、国民民主党が求めていた178万円までは届きません。納税者にとっては減税ですが、それに伴い国や自治体にとっては歳入の減少となるところが悩ましいところです。



一般質問の録画配信は、  
こちらからご覧いただけます。

### 【あとがき】

次回の令和7年第1回定例会は、  
2月20日（木）から3月25日（火）  
の予定です。

今後も皆様のご意見・ご相談など  
お寄せいただけましたら幸いです。

